

（寄稿）

NOMURA

平成 29 年度税制改正を踏まえた承継対策の必要性

平成 28 年 12 月に平成 29 年度の税制改正大綱が発表されました。大綱によると、類似業種比準価額方式の評価方法の変更及び出資持分なし医療法人への移行に伴う贈与税課税に関する非課税要件が緩和される予定となっています。

類似業種比準価額方式の評価方法が変更されると、後継者への出資持分承継時の相続税等の負担が大きくなるケースが増えると考えられます。つまり、これまでの出資持分評価額の引き下げによる利益対策と比べて、改正により、その効果が薄れる可能性が高くなります。

また、贈与税課税に関する非課税要件の緩和では、出資持分なしの医療法人へ非課税で移行する際、現在では、社会医療法人等その他一定要件を満たすことが必要でしたが、今回の改正でその要件が緩和される予定で、出資持分なしの医療法人への移行が行いやすくなると考えられます。

本稿は、税理士法人山田 & パートナーズ 医療事業部 山本竜也先生に寄稿いただき、出資持分あり医療法人の抱える問題点から平成 29 年度税制改正内容の解説及び対応策まで解説いただきました。

さらに、それぞれの改正が具体的にどのような影響を及ぼすか、具体例を挙げて説明いただき、理解しやすい形となっております。

人口構造の高齢化はもとより、医師についても高齢化の波が押し寄せているなか、相続対策の課題を抱えている先生方も少なくないと推察されます。

相続対策は短期間で行うには限界があります。とはいえ、外部環境の変化で、思わぬ承継対策の機会に恵まれることもあります。特に類似業種比準価額方式は株価の動向に影響されることから、これらの動向に注目しつつ、現状把握と、定期的な出資持分評価額のモニタリングを検討されてみてはいかがでしょうか。

（市川）

*本稿は、平成 29 年 3 月末時点の内容となっております。具体的な検討の際は最新の情報を確認いただくようお願い申し上げます。

2017 年 5 月 22 日

Healthcare note

（No. 17-05）

寄稿者名：
税理士法人
山田 & パートナーズ
医療事業部
山本 竜也

編集主幹：
野村ヘルスケア・
サポート & アドバイザリー
市川 剛志

野村證券株式会社
金融公共公益法人部